

特別養護老人ホームに、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、 認知症高齢者グループホームを併設する場合について

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）を特別養護老人ホームと併設する場合においても、基本的には通常の（看護）小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症高齢者グループホームにおける募集と同様に公募・審査を行います。通常の募集と異なる点や特に注意いただきたい点は下記のとおりです。

1 （看護）小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症高齢者グループホームの通常募集について

（１）募集要項（建設の手引き）

（看護）小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症高齢者グループホームの通常募集については、以下のページに掲載している「（看護）小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型共同生活介護事業 建設の手引き（令和８年度整備（令和７年度募集）」を参照してください。特別養護老人ホームと併設する場合も、基本的にはこの手引きに沿った公募・審査を行います。

- ・（看護）小規模多機能

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/st-seibi.html>

- ・ 認知症高齢者グループホーム

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/gh-seibi.html>

2 通常募集分とは異なる事項及び特に注意が必要な事項について

（１）募集日常生活圏域

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム全てのサービスにおいて、「（看護）小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型共同生活介護事業 建設の手引き（令和７年度募集・特養併設）」に記載の募集圏域と同じ圏域において募集します。

（２）整備スケジュール

（看護）小規模多機能型居宅介護事業、認知症高齢者グループホームにおける整備スケジュールについては、基本的に特別養護老人ホームと同じスケジュールとなりますが、以下の部分において一部異なりますのでご注意ください。

- ・ 審査におけるヒアリングについては、特別養護老人ホームと合わせて行う予定です。その際は、（看護）小規模多機能及び認知症高齢者グループホームの管理者予定者の方も出席をお願いします。ヒアリングの日程や詳細については、応募受付後にお知らせします。
- ・ 事業計画の審査においては、地域密着型サービス事業計画審査委員会に諮ります。
- ・ 横浜市における（看護）小規模多機能型居宅介護事業、認知症高齢者グループホームの指定は、偶数月の１日となります。

（３）補助金

（看護）小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所の開設に伴う補助金は、神奈川県に設置された「地域医療介護総合確保基金」を活用して補助を行っています。補助金の交付については、国や県、本市における予算の成立が条件となります。今後補助制度が大幅な変更や廃止となる場合があります。あらかじめご了承ください。

整備費	上限額	・ 1事業所あたりの上限額 <u>3,960万円（予定）</u> ・ <u>地域密着型特別養護老人ホームと合築・併設する場合においては、補助単価に1.05を乗じた額</u>
	対象経費	建築費 ※設計費用、門、柵、塀などの外構工事の費用は補助対象外
開設準備経費	1事業所当り上限	（看護）小規模多機能型居宅介護： <u>98万9千円（予定）×宿泊定員</u> 認知症対応型共同生活介護： <u>98万9千円（予定）×定員</u>
	対象経費	事業所開設前の人件費、事業所PR費、備品購入費等

（４）国有地・市有地での整備

国有地または市有地で整備を行う場合において、貸付は有償となります。貸付料の詳細については、別途ご相談ください。

（５）提出書類

ア 事業計画書

（看護）小規模多機能型居宅介護事業、認知症高齢者グループホームを併設する場合においては、特別養護老人ホームの事業計画書の他に、（看護）小規模多機能型居宅介護事業、認知症高齢者グループホームの事業計画書の提出も必要となります。以下のURLより様式をダウンロードの上提出をお願いします。

提出にあたっては、「事業計画書」エクセルファイル内の「『事業計画書』ファイルの綴り方」を必ず参照してください。

【提出資料】

- ・ ファイル（紙媒体）：正副1部ずつ（副本は受付印を押印の上返却します。）
- ・ 事業計画書（データ）：1部（CD-RまたはDVD-R）、正副と同様の内容のものをご用意ください。1つのPDFファイルにまとめ、紙媒体のインデックスと同様の内容の「しおり」を付けてください。

なお、選定後の事業計画の変更は原則として認められませんので、実現性の高い計画の作成をお願いします。

※提出図面についての注意事項

- ・ 基準条例上の「設備に関する基準」（第87条、115条）、「設備のガイドライン」等を参照した上で作成してください。
- ・ 居間・食堂の範囲を図面で示してください。
- ・ 居室（宿泊室）の面積を記入してください。（かつこ書きで有効面積も記入すること）

イ オーナー型補助制度を利用する場合の追加提出書類

オーナー型補助制度を利用する場合は、上記ア（事業計画書）に追加して提出する書類があります。

※様式のダウンロード先（ア、イ共通）

横浜市ホームページ「小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備について」から提出書類のダウンロードができます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kai setsu/st-seibi.html>

【書類の提出締切日】

特別養護老人ホームの公募における締切日に準じます。

小多機・看多機・GH整備に関する問い合わせ先

担当：健康福祉局介護事業指導課（整備担当）

連絡先：（TEL）045-671-3414 （e-Mail）kf-kscm@city.yokohama.lg.jp